平成２７年（フ）第２１２号
名古屋市緑区有松南809番地
破産者　株式会社ワイエス
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１５号
愛知県半田市青山１丁目９番地の４
破産者　株式会社久松
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４７号
神戸市灘区水道筋３丁目25番地
破産者　株式会社太陽堂
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０７号
兵庫県加古川市東神吉町天下原566番地
破産者　有限会社和幸館
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第７５号
佐賀県唐津市鎮西町名護屋２番地54
破産者　悠久漁業生産組合
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第２１号
茨城県水戸市平須町235番地の42
破産者　砂川運送有限会社
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第６０号
三重県鈴鹿市鈴鹿ハイツ25番22号
破産者　株式会社キャプテン
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６４号
三重県鈴鹿市鈴鹿ハイツ25番22号
破産者　首藤　幸丞
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７０号
三重県津市大門５番３号
破産者　株式会社Ｃｕｔｅ　Ｐｕｂｌｉｃ
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２１６号
兵庫県西宮市丸橋町８番63―403号
破産者　株式会社澤井機工商会
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２号
兵庫県たつの市誉田町上沖187番地
破産者　株式会社柴原設備興業
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第１２０号
岡山市南区藤田650―19
破産者　株式会社システムネットワークス
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２２号
岡山市中区山崎135番地２ブランドール山崎弐番館202号、旧住所岡山市南区当新田455番地42
破産者　小林恵津子
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７２１号
福岡市博多区博多駅東１丁目17番21号
破産者　ＯＡＰ有限会社
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７２２号
福岡市城南区梅林５丁目３番22号
破産者　オー・エー企画有限会社
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８号
千葉県銚子市豊里台３丁目1110番地の264
破産者　佐久間健元
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第４２号
千葉県山武市森16番地６
破産者　姥　　力雄
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第４７号
千葉県旭市ニの5531番地　グランドヒルズ青山101
破産者　飯嶋美佐子（旧姓中村）
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第４４８号
福岡市東区下原４丁目12番20号
破産者　株式会社西日本住建
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７３５号
福岡市博多区堅粕４丁目１番20号
破産者　有限会社ソエダプランニング
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７６９号
福岡県福津市勝浦3658番地
破産者　新日本工機株式会社
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８１６号
福岡県春日市平田台４丁目52番地１
破産者　株式会社スマイルリズムサロン
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部